渋谷区国民健康保険及び後期高齢者医療制度糖尿病性腎症重症化予防指導業務委託
公募型プロポーザル募集要項

糖尿病性腎症重症化予防指導業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集いたします。

記

1　件名

糖尿病性腎症重症化予防指導業務委託

2　業務委託趣旨

本業務は、渋谷区と医療機関及び保健指導事業者が連携し、糖尿病で通院する患者のうち重症化リスクの高い者に、食事や運動、服薬のほか体調管理などの保健指導を行い、病気やフレイルの進行、人工透析への移行を予防し、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

また、本事業は国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、一体的に実施することで、被保険者の年齢区分にかかわらず、切れ目のない一貫した支援を提供し、質の高い糖尿病性腎症重症化予防事業を推進するものである。

保健指導の実施に当たっては、保健医療に関する幅広い専門知識が求められ、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和６年３月改定）」、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第３版」、その他最新関連学会ガイドラインに基づき、適切に事業を実施する必要がある。

このため、本事業の受託事業者の選定にあたっては、専門性、実施体制、業務実績及び企画提案内容を総合的に評価できるプロポーザル方式を採用し、本業務を最も効果的かつ確実に遂行できる事業者を選定する。

提案にあたっては、本事業の課題を踏まえた上で提案すること。

（１）患者に合わせた柔軟性の高い魅力のある指導プログラム

指導対象者の中には仕事や通院を理由に保健指導を辞退する者もいる。生活の中で無理なく保健指導を継続することができるような患者に合わせた柔軟性の高いプログラムとすること。また、原則６か月の保健指導となるため、申込みに対する心理的なハードルが高いと分析をしている。糖尿病リスクの高い者の特性及び健康意識等を分析した上で、病期、年齢、生活習慣に応じた魅力的な内容の保健指導を提案すること。

（２）医療機関との連携

区では２通りの対象者に保健指導への参加勧奨を実施している。渋谷区医師会に所

属する医療機関への通院者に対しては、主治医が診察時に事業参加の適否を判断し、保健指導の参加勧奨を行っている。一方で、渋谷区医師会非所属の医療機関への通院者には区から勧奨資材を送付、参加勧奨を行っている。保健指導希望者は、自ら主治医に申込書等の記入を依頼し、保健指導を申し込む流れとなる。

事業参加者数の拡大を図るためには、主治医に対する当事業の理解促進や参加勧奨しやすい資材の作成を進めるとともに、医師会と連携しながら、事業の周知や意見交換の機会を充実させていくことが望まれる。

また、保健指導の際は主治医の治療方針と整合を図りながら実施できる体制及び方法が期待される。

3　業務内容

【別紙１】仕様書のとおり。

仕様書の内容は、採択された企画提案等に応じて調整のうえ、契約を締結する。

4　履行期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

前年度の業務履行状況に問題がなかった場合、単年度ごとに３年間（令和９～１１年度）契約する相手方として指名する予定である。履行期間中にプログラムが終了せず、残りのプログラム及び評価が翌年度にかかる場合は、翌年度の単年度随意契約を締結し実施すること。なお、履行期間中にプログラムが終了した者に対し、令和１２年度にフォローアップを行う場合がある。

ただし、契約締結後に下記のいずれかに該当していることが明らかになった場合は、この限りでない。

（１）契約の解除事由に該当している、業務履行状況が不良である、経営状況が悪化している、社会的信用の失墜行為があった等、渋谷区が契約の継続が不適切であると判断した場合。

（２）予算が確保されなかった場合。

（３）渋谷区の事業見直し等により、本件事業について大幅な変更が生じた場合。

なお、予算の範囲内で契約することとなるため、令和９年度と同規模の契約を令和１１年度まで保証するものではない。

5　参考価格

国保：３，１４９，９６０円（税込）、後期：３，２２４，９８０円（税込）

※　この金額は令和８年度予算額であり、参考として提示しているため、予定価格と同額で契約するとは限らない。

※　本契約は、令和９年度予算が成立し、配当を受けた後に執行する。予算が成立しない

場合、区は契約を締結しないものとし、このことにより参加者に損害が生じた場合でも、区は損害賠償の責を負わないものとする。

6　参加資格

次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

（1）対象業務について、区における競争入札参加資格を有していること。区の競争入札参加資格を有しない場合は、渋谷区プロポーザル方式実施要綱第８条第２項の書類を併せて提出すること。

（2）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（3）渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成９年３月２７日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。

（4）渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成２５年１１月２５日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（5）令和４年度から令和８年度の間に、他自治体での糖尿病性腎症重症化予防指導事業の受託実績があること。

（6）（財）日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークやＩＳＭＳ認証を取得していること。

7　スケジュール

内容	日程
公表及び参加申込受付期間	令和８年１１月５日（木）から 同月１８日（水）正午まで
質問の受付	令和８年１１月１２日（木）正午まで
質問の回答	令和８年１１月１６日（月）（予定）
参加資格審査結果の通知	令和８年１１月２４日（火）（予定）
企画提案書等の提出期間	令和８年１１月２４日（火）から 令和８年１２月７日（月）正午まで
プレゼンテーション開始時刻通知	令和８年１２月８日（火）（予定）
プレゼンテーション審査	令和８年１２月１４日（月）午前（予定）
選定結果通知及び契約候補者の公表	令和８年１２月２４日（木）（予定）
契約締結予定時期	令和９年３月下旬頃（予定）

8　参加申込

（1）参加申込期間

令和８年１１月５日（木）から同月１８日（水）正午まで

（２）提出書類及び提出方法

次の書類データをＰＤＦ化して担当部署宛に電子メールで送信すること。送信後、電話により受信確認を行うこと。なお、メールの件名は「プロポーザル参加希望：糖尿病性腎症重症化予防指導業務委託（事業者名）」とすること。

ア　【様式１】参加申込書

イ　会社概要（パンフレット等）

ウ　【様式２】業務受託実績書

エ　６（１）記載の必要書類

ただし、エは渋谷区における競争入札資格を有しない事業者のみとする。

（３）参加資格審査結果の通知

参加申込書の提出があった者の資格審査を行い、全ての応募者に対して、参加資格審査結果通知書を令和８年１１月２４日（火）までに電子メールにて送付し、参加資格の可否を通知する。

（４）参加申込書類審査

応募者が多数の場合は、８（２）ウ【様式２】業務受託実績書について一次評価を行い、最大で上位４位までの者に企画提案書の提出を求めるものとする。参加申込書類審査の結果、企画提案書の提出を求めるか否かについては、（３）参加資格審査の結果と同時に電子メールにて通知する。

9　質問及び回答方法

本要項等に関する質問は、【様式３】質問票に記載のうえ、以下のとおり担当部署へ電子メールで送付すること。なお、質問に対する回答は、本要項の追加または修正とみなすものとする。

（１）質問期間

令和８年１１月５日（木）から同月１２日（木）正午まで

（２）回答方法

質問者と申込者宛てに令和８年１１月１６日（月）（予定）までに、質問者名を伏せた上で、質問と回答を電子メールで送付する。

10　企画提案書等の提出

（１）提出期間

令和８年１１月２４日（火）から令和８年１２月７日（月）正午まで

（２）提出方法

次の書類データをＰＤＦ化して担当部署宛に電子メールで送信すること。送信後、電話により受信確認を行うこと。

（３）提出書類

ア　企画提案書（正本１点、副本１点）

（ア）Ａ４版横書き、文字の大きさは原則１０．５ポイント以上、表紙を含まず３０頁以内とする。

（イ）正本は、表紙（会社名等を記載し判別できるようにすること）を付けること。

（ウ）副本は、提案者を特定できる内容（社名、氏名、ロゴ、写真等）を表示しないこと。

（エ）下記ａ～ｆの内容を【別紙２】評価基準に則り掲載すること。

ａ　業務体制について（業務提案、専門性の確保、責任者・人員配置、勤務体系（常勤、非常勤等）、資格、研修、苦情・事故発生時の対応等）

ｂ　資料の作成について（参加勧奨資料、プログラム関係資料）

ｃ　指導業務について（指導プログラム、指導方法・回数、指導ツール、かかりつけ医との連携等）

ｄ　事業評価について（実績報告書等）

ｅ　情報管理について（情報セキュリティ等）

ｆ　糖尿病性腎症重症化予防の業務実績について

イ　見積書（正本１点、副本１点）

仕様書を確認し、【様式４】見積書に下記（ア）～（ウ）を記載すること。なお、今回の見積書は選考のみに用い、実際の契約時は選定事業者と協議を行い、予算額の範囲内で締結する。

（ア）会社概要（所在地、会社名、代表者名）

（イ）連絡先（部署名、担当者氏名、電話番号）

（ウ）単価

11　プレゼンテーション審査

企画提案を説明するプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

（１）実施日

令和８年１２月１４日（月）午前（予定）

（２）内容

ア　提案者が、「プロポーザル方式事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の委員に対し、企画提案書の内容をプレゼンテーションするものとし、企画提案書に含まない内容は評価の対象外とする。

イ　１提案者あたり３０分（プレゼンテーション２０分、ヒアリング１０分）程度の時間とする。

ウ　企画提案書、その他の資料をスクリーンに映写することができる。ただし、提出書類に含まれる書類に限る。映写する場合のプロジェクターとスクリーンは、区が準備する。パソコン等の機器は、提案者側で準備すること。

※　プレゼンテーションでは、提案者を特定できる内容（社名、氏名、ロゴ、写真等）を表示しないこと。

（３）提案者

統括者を含めた３名以内とする。

（４）その他

開始時刻は、電子メールにて令和８年１２月８日（火）に通知する。

12　評価方法及び評価基準等

（１）企画提案書等の審査、評価及び委託事業者の選定は、選定委員会にて行う。

（２）選定委員会は、【別紙２】評価基準に基づき客観的に公平かつ厳正に評価を行うものとする。

（３）８（４）参加申込書類審査を行う場合は、選定委員会において８（２）ウ【様式２】業務受託実績書の受託業務の契約方式、内容、件数によって評価を行う。なお、一次評価の結果は、総合点には含めないものとする。

（４）各評価項目の審査は５段階による評価点方式で行う。

（５）選定結果については、各提案者に対し自己の結果のみを電子メールにて通知する。

（６）選定委員全員の合計点が最も高かった提案者を１位とし、契約候補者として選定する。

（７）評価が同点の場合の措置

ア　【別紙２】評価基準の評価項目「指導プログラム」の評価の得点が最も高い者とする。

イ　上記アが同点の場合、見積金額が最も安価であった者とする。

ウ　上記イが同額の場合、委員長の裁決により決定する。

13　選定結果通知等

（１）選定結果通知及び契約候補者の公表

令和８年１２月２４日（木）（予定）

（２）契約締結時期

令和９年３月下旬（予定）

14　その他

（１）提案書等の作成、提出等、企画提案に要する費用は、参加申込者の負担とする。

（２）提出された書類は一切返還しない。なお、提出物は本プロポーザル以外には使用せず、区が責任を持って保管・廃棄するものとする。

（３）提出された提案書等の書類が以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。

ア　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

イ　虚偽の記載をしたもの。

（４）提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
（５）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
（６）提出期限以降の提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
（７）提案書等は一参加申込者につき一案しか行うことができない。
（８）提案書等について、公平性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。
（９）参加申込後、選定結果通知までに本選定の辞退をする場合は、【様式５】辞退届を提出すること。

15　担当部署

渋谷区　区民部　国民健康保険課　経理係
住所　　〒１５０－８０１０　渋谷区宇田川町１丁目１番　渋谷区役所庁舎６階
電話　　０３－３４６３－１７６８
Email　　sec-kokuhokeiri@shibuya.tokyo